

男女共同参画の視点

DV被害あなたの周りは大丈夫？

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、配偶者や恋人などから受ける暴力や支配的な行動のことを言います。家庭の中で起こることが多く外から発見されにくいいため、事態が深刻化するケースもあります。



- DVには次のような行為が挙げられます。
- 殴る・蹴る・物を投げるなどの身体的暴力
 - 細かく監視する・無視をする・殴るふりをして脅すなどの精神的暴力
 - 生活費を渡さない・家計を厳しく管理するなどの経済的暴力
 - 避妊に協力しない・性行為の強要などの性的暴力
 - 子どもを危険な目に遭わせる、暴力を見せるなどの子どもを巻き込んだ暴力

DVを受けていると感じたら、一人で悩まず、すぐに誰かに相談することが大切です。また、日頃から暴力を受けている被害者は、耐えることが当たり前になっていたり、DVだと認めたらなかったりする場合があります。被害者を救うためには、家族や友人、同僚など周りの人が気付いて声を掛けてあげることも大切です。

- DVについては下記の窓口で相談することができます。
- 女性のための相談(予約制)…市民協働課(☎20-1507、木曜日 午前10時～午後4時)
 - 県女性サポートセンター(電話相談)…同センター(☎043-206-8002、24時間年中無休)
 - 男性電話相談…県男女共同参画センター(☎043-308-3421、火・水曜日 午後4時～8時)

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。

消費生活相談Q&A

プレミアム付商品券の詐欺に注意

Q 市の職員を名乗る人から「あなたはプレミアム付商品券の購入対象者となっている。商品券を郵送したので代金と手数料を銀行やコンビニのATMで振り込むように」という電話がありました。料金を振り込んで問題ありませんか。

A 国や市から、プレミアム付商品券を郵送したり、購入代金や手数料の支払いを求めたりすることはありません。また、商品券は指定の販売窓口でのみ購入することができますので、ATMの操作などは必要ありません。不審な電話がかかってきたり郵送物が届いたりしたときは指示に従わず、消費生活センター(☎23-1161)へ相談してください。

プレミアム付商品券の販売については、プレミアム付商品券担当窓口(☎20-1746)へ問い合わせてください。

※くわしくは消費生活センターへ。



健康診査

定期的に受診しましょう

メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」を毎年継続して受診し、数値の変化を把握することで、病気の予防・早期発見ができます。市では、特定健康診査のほかに一般健康診査や後期高齢者健康診査を行っています。対象は次の通りです。

特定健康診査

40～74歳で国民健康保険に加入している人

一般健康診査

18～39歳で、職場などで健康診査を受ける機会がない人(高血圧、糖尿病、脂質異常症などの治療中の人を除く)

後期高齢者健康診査

受診日時点で後期高齢者医療保険に加入している人

なお、市が行う健康診査を受診する際には「成田市成人健(検)診等受診券」が必要です。受診券を持っていない場合は、事前に下記の担当課へ問い合わせてください。

集団健診の日程は右表の通りです。60歳以上の人は、市内実施医療機関で、11月30日(土)まで個別健(検)診を受けることができます。

受診方法などについては広報なりた5月1日号を確認してください。

※くわしくは特定・後期高齢者健康診査については保険年金課(☎20-1526)、一般健康診査については健康増進課(☎27-1111)へ。

健康診査の日程(集団)

期日	会場
9月	3日(火) 公津公民館
	6日(金) 久住公民館
	11日(水) 保健福祉館
	12日(木) 三里塚コミュニティセンター
	13日(金) 市役所
	17日(火) 保健福祉館
	25日(水) 八生公民館
	30日(月) 保健福祉館
10月	1日(火) 保健福祉館
	4日(金) 保健福祉館(胃がん検診・マンモグラフィー検査のみ)
	6日(日) 保健福祉館
	9日(水) 中郷ふるさと交流館
	10日(木) 市役所
	11日(金) 保健福祉館(胃がん検診を除く)
	17日(木) 印東体育館
11月	1日(金) 保健福祉館
	2日(土) 市役所
	6日(水) 保健福祉館
	12日(火) 保健福祉館(胃がん検診を除く)
	13日(水) 保健福祉館(胃がん検診を除く)
	15日(金) 保健福祉館(胃がん検診・マンモグラフィー検査のみ)
	17日(日) 保健福祉館
	21日(木) 保健福祉館
12月	29日(金) 保健福祉館
	1日(日) 保健福祉館
	2日(月) 保健福祉館(胃がん検診・マンモグラフィー検査のみ)
	3日(火) 保健福祉館(胃がん検診を除く)
	6日(金) 保健福祉館

年金

こんなときはどうなるの？

Q 会社員だった夫が60歳になり、定年退職しました。私は55歳で、夫の扶養に入っていました。国民年金の届け出は必要ですか。

A 保険年金課、下総・大栄支所で「種別変更」の届け出をしてください。

20～59歳の人は、年金に必ず加入することになっています。加入者は、第1号被保険者(学生、農業従事者、自営業者、フリーター、無職の人など)、第2号被保険者(サラリーマンなど)、第3号被保険者(サラリーマンなどの配偶者)の3種類に分けられ、種別が変わるときは届け出が必要です。

あなたの場合、配偶者が会社を退職したことによって、第3号被保険者から第1号被保険者になるための届け出が必要となります。

第1号被保険者になると、国民年金保険料は自分で納めるこ

とになります。納付には、手間がなく納め忘れのない口座振替や、まとめて前払いすると割引される前納制度がありますので利用してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

